

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の 1 平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同 83－2（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\text{そのゴルフ場用地等の} \right. \\ \left. \begin{array}{l} \text{1 平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍 率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left(\begin{array}{l} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
- ② ホール数が 9～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの
- また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	ゴ ル フ 場 用 地 等 の 名 称	固定資産税評価額 に乗ずる倍率
		倍
	該 当 な し	

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

令和 7 年分 (石川県)

2 上記 1 以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同 83-2 のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等(次表の市区町村名に※印の付してあるゴルフ場用地等を除きます。)の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\text{そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額} \times \text{次表に掲げる倍率}$$

次表の市区町村名に※印の付してあるゴルフ場用地等の価額は、そのゴルフ場用地等の令和 5 年度の固定資産税評価額に、次表に掲げる倍率を乗じて計算しますので、ご注意ください。

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの

② ホール数が 9 ～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの

また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率
あ	穴水町 ※	ゴルフ場用地	ザ・カントリークラブ・能登	1.0
か	加賀市	ゴルフ場用地	加賀カントリークラブ	1.1
			加賀セントラルゴルフ倶楽部	1.1
			那谷寺カントリー倶楽部	1.1
			片山津ゴルフ倶楽部 (白山コース・加賀コース・日本海コース)	1.0
			片山津ゴルフ倶楽部 (WEST)	1.2
			山代ゴルフ倶楽部	1.0
	金沢市	ゴルフ場用地	石川ゴルフ倶楽部	1.1
			金沢東ゴルフクラブ	0.8
			金沢ゴルフクラブ	0.9
			金沢セントラルカントリー倶楽部	0.9
			ゴルフ倶楽部金沢リンクス	1.7

令和 7 年分
(石川県)

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
か	かほく市	ゴルフ場用地	金沢カントリー倶楽部	1.1
			北陸グリーンヒルゴルフクラブ	1.1
こ	小松市	ゴルフ場用地	那谷寺カントリー倶楽部	1.1
			片山津ゴルフ倶楽部 (白山コース・加賀コース・日本海コース)	1.0
			小松カントリークラブ	1.1
			ゴルフクラブツインフィールズ	1.1
			小松ゴルフ倶楽部	1.2
し	志賀町 ※	ゴルフ場用地	朱鷺の台カントリークラブ	0.9
			能登ゴルフ倶楽部	1.0
つ	津幡町	ゴルフ場用地	石川ゴルフ倶楽部	1.1
な	七尾市 ※	ゴルフ場用地	能登島ゴルフアンドカントリークラブ	1.1
			和倉ゴルフ倶楽部	1.1
の	能美市	ゴルフ場用地	ゴルフクラブツインフィールズ	1.1
			白山カントリー倶楽部	1.0
は	羽咋市	ゴルフ場用地	朱鷺の台カントリークラブ	0.9
ほ	宝達志水町	ゴルフ場用地	千里浜カントリークラブ	0.9
			能登カントリークラブ	0.7